

新市建設計画

(素案)

平成 17 年 2 月

花巻地方合併協議会

平成 28 年 3 月 変更

令和 7 年 月 変更

花 巻 市

目 次

第1章 序論	1
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	5
第2章 新市の現況	6
1 位置・地勢	6
2 沿革	7
3 面積・土地利用	8
4 人口・世帯の現況	9
5 産業の状況	12
6 将来人口の見通し	17
第3章 新市建設の基本方針	18
1 新市の将来像	18
2 新市のまちづくりの基本方針	19
3 新市の基本目標	20
第4章 新市の主要施策	21
1 美しく快適な暮らしづくり	21
2 心かよう安心の社会づくり	26
3 人が輝くまちづくり	29
4 活力ある躍動の産業づくり	32
5 計画の推進にあたって	36
第5章 新市における県事業の推進	38
1 岩手県の役割	38
2 新市における県の主要な事業	38
第6章 公共的施設の適正配置と整備の方針	40
第7章 財政計画	41

第1章 序論

1 合併の必要性

地方行政を取り巻く社会経済情勢をふまえ、花巻市、大迫町、石鳥谷町及び東和町の4市町の将来を展望したとき、各市町が抱える多くの課題を解決しながら、地域社会を維持していくことは、個々の市町による取組みだけでは、現実的には困難な状況にあるといえます。

4市町のみならず全国の自治体は、新しい時代に向け歴史的にも大きな変革の時期を迎えています。これまでの均衡ある発展を重視した国や地方も、今後は「個性ある地域の発展」と、「知恵と工夫による活性化」を重視した方向に向かわなければならない時代となっています。

今私たちに求められているのは、地域の大きな課題を先送りにせず、地域の将来を的確に予見したうえで、地域の特性を生かした様々な施策を実施することです。

そのためには、4市町の合併により地域資源やマンパワーを結集・共有し、合併によるスケールメリット*を生かして効率的な行財政運営に努めながら、独創的な政策を立案できる行政基盤と、それを主体的に遂行できる安定した財政基盤を備えた新たな体制を築き、地域住民の積極的な参画のもと、行政と民間の協働により、自らの地域を自らの力で築き上げていくことが必要です。

（1）広域化する日常生活圏に即したまちづくり

交通機関や道路交通網の充実、情報通信技術の発達などにより、通勤、通学、買い物などの住民の日常生活圏や経済活動の範囲は、市町村の枠を越えて飛躍的に広がっています。

これに伴って、現在の行政区域を越えた「広域的な行政サービス」の提供や、公共施設の効率的な配置など、広域的なまちづくりや新たな課題に対応した施策を実施していくことが必要になってきています。

4市町においては、通勤、通学、買い物、通院などの日常生活圏でのつながりが強く、各種イベントや様々な交流も各市町の枠を越えて深まっています。また、歴史的・文化的にもつながりが深く、地理的にも北上高地と奥羽山脈に囲まれており、北上川とその支流流域にまちが広がる一体的な地域を形成しています。

さらに、広域的な事務事業として、消防やごみ処理、集団検診、要介護認定の審査判定を共同処理しているとともに、観光や物産の振興など数多くの事務事業を連携して実施しています。また、県南広域振興局や中部教育事務所、花巻警察署、花巻公共職業安定所などの機関が4市町を管轄しているほか、花巻農業協同組合や花巻工業クラブ、岩手県建設業協会花巻支部、花巻市医師会など4市町を一体的エリアとする団体も多くあり、地域の発展に貢献しています。

今後さらに、住民の暮らしや経済活動がスムーズに行われるためには、これらの活動基盤となる環境を整えていくことが求められており、これまでの行政区域を越えて4市町がひとつの自治体として、日常生活圏や経済活動圏に即したまちづくりを進めていく必要があります。

（２）安全で快適な生活環境の実現

地域住民の快適な生活環境を実現するとともに、産業活動を支えるため、各種都市基盤の整備は重要な役割を担っています。このため、高速交通体系に関連した都市基盤や各地域を結ぶ幹線道路・生活道路等の整備、都市計画事業等による街路整備、上下水道や公園、住宅などの生活環境の整備、自然エネルギーの活用やリサイクル施設の整備等による循環型社会の構築、情報基盤の整備などが求められています。

4市町においては、極めて厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、広い面積を有する地域の一体感を高め、人やモノの移動・交流をスムーズにするため、地域的な条件をふまえながら、より長期的かつ広域的な視点に立って、計画的に道路ネットワーク*をはじめとする都市基盤の整備を進めていくことが求められています。

また、安全性と快適性を備えた生活環境を実現するため、公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の一層の整備推進や、自然との共生を基本にした循環型社会の構築による地球環境の保全など、より広域的かつ重点的な取組みが求められています。

さらに、高度情報社会に対応するため、高速インターネット*アクセス環境の整備や携帯電話の接続環境の向上のほか、テレビ難視聴地域の解消が求められています。

このように誰もが安全で快適に暮らすことができるような生活環境を整えていくためには、4市町が合併により都市規模を拡大し、重点的かつ効率的に事業を実施していくとともに、国や県の支援制度等を有効に活用し、都市基盤整備の充実を図ることが必要です。

（３）人々の価値観と暮らしの変化への対応

社会形態の変化に伴い、人々の意識や価値観は、大きく様変わりしています。人々の価値観は、カネやモノなど経済的な価値を重視する考え方から、体の健康や心のゆとりを大切にし、自己実現して質的に豊かな生き方を求めようとする考え方へと変わってきています。社会への参加や貢献を重視する意識も芽生えてきました。

体や心の健康に対する関心が高まってきているなかで、誰もが健康で長生きし心豊かに暮らすことができる環境を整えていくことが必要です。

また、科学技術の発達と情報化や国際化の一層の進展により、家庭や仕事といった日常生活をはじめ、社会の仕組みもこれまでとは違うスタイルに変わってきています。

このように大きな時代の転換期にあって、行政が求められているサービスもおのずと変化してきており、今後ますます多様化・高度化の度合いを強めていくと予想される行政ニーズ*に、それぞれの市町が単独で持続的かつ先進的に対応していくことは難しくなると考えられるため、合併によって将来にわたり適切に対応できる体制を整えていく必要があります。

（４）少子高齢社会と人口減少への対応

全国的に、少子高齢化が今後さらに進むことが予測され、また、生産年齢人口や総人口とも減少すると見込まれており、このことは、4市町においても同様です。

少子化の進行及び生産年齢人口の減少は、経済成長の鈍化や地域社会の活力維持に大きな影響をもたらします。

また、高齢化の進行は、介護を必要とするお年寄りや、ひとり暮らしの高齢者世帯などが増え、医療や福祉などのサービス需要が増してきます。

少子化対策においては、保育サービスの充実、乳幼児医療への支援など安心して子どもを生

み育てられる環境を整えること、さらには男女が共同で子育てできる社会を構築していくことが求められています。

また、生産年齢人口の減少は、地域社会の活力を減退させるとともに、超高齢社会を維持するために働く世代の負担が非常に重いものとなってきますので、若者の定住を促進するため、雇用の場を確保する産業振興や快適な生活環境の実現が求められています。

さらに、高齢者がいきいきと安心して暮らすことができるような社会をつくっていくためには、保健・医療・福祉の緊密な連携による一体的なサービスの提供体制の確立が求められています。

このような少子高齢社会と人口減少に対応していくためには、合併によりサービス提供にかかるコストを可能な限り低減させながら、高齢者福祉や児童福祉サービス水準を維持・向上させることができる体制を確保していくことが必要です。

（５）地域産業の振興

4市町における各産業の状況をみると、農林業においては、担い手の高齢化や後継者不足に加え、輸入農産物の急増等による農産物価格や木材価格の低迷、ＢＳＥ*・鳥インフルエンザ*等食品に対する消費者の不安等の多くの課題を抱えており、農業構造改革や時代に即応した林業振興にかかる政策転換が待ったなしの状況となっています。

自然環境の保全や食の安全性などが重要視されている中で、農林業が果たす役割が改めて認識されるようになってきており、米をはじめ果樹や野菜、畜産、特用林産物など、地産地消をもとにした安全で確かな農産物などの生産を進めながら、農林業の活性化を図ることが必要です。

商業においては、モータリゼーション*の進展への対応の遅れや消費者ニーズ*の多様化等の商業を取り巻く環境の変化などから、中心商店街の空洞化が進みつつあります。中心商店街は、商業、業務、居住等の機能が集積し、長い歴史の中で文化・伝統を育み、各種の機能を培ってきたところであり、地域の顔としての活性化が求められています。

工業においては、北上川流域の工業集積地域の中心として、本地域には8ヶ所の工業団地や、花巻空港に隣接して新たに流通業務団地が整備され、誘致型工業振興が図られているとともに、起業化支援センターやインキュベート施設*の整備により、研究開発支援や内発型振興策が展開されています。これらを反映して、製造品出荷額は一定の水準を維持しています。

工業は、雇用の場として重要な産業分野であり、今後は、既存の工業団地の活用や新たな工業団地の整備を検討するとともに、高速交通網や内発型振興策で築き上げた産学連携をはじめとするネットワーク*機能を生かし、企業誘致や内発型振興策をさらに進めることが求められています。また、ワインや清酒、ホームспанなどの地場産業や伝統的産業の振興も求められています。

観光においては、4市町には、早池峰山や葛丸溪流などの先人が守り育んできた豊かな自然や、宮沢賢治や萬鉄五郎をはじめとする偉人ゆかりの遺産に恵まれていると同時に、早池峰神楽、南部杜氏、兜跋毘沙門天立像などの優れた歴史・文化遺産や花巻温泉郷などの個性豊かな温泉群があり、本地域は県内屈指の観光拠点として観光客は増加傾向にあります。

今後は、魅力的な観光施設等のより一層の充実を図るとともに、これらの豊富な地域資源を生かし、広域的な観光ルートの設定や長期周遊型・滞在型観光を推進することが必要です。

また、地域経済や地域社会の活性化を図るうえで、若者の定住と交流人口の増加が重要な要

素であることから、各種産業の振興を図り、雇用の場の確保に努める必要があります。

そのためには、合併によって4市町の特色ある地域資源を結集・共有し、より広域的に各種産業の重点振興施策を展開し、新しいまちとしての魅力や存在感を高めていくことが必要です。

（６）地方分権社会に対応する体制の確立

これまでの我が国の地方自治は、権限や財源が中央に集中し、日本全国の均一性や統一性が重視された結果、まちづくり施策が全国共通で画一的なものとなり、ともすれば地域の特性を生かし難い状況でした。こうした中、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる地方分権一括法が施行され、新しい時代に対応した地方自治のあるべき姿を確立するための抜本的な改革が始まっています。

住民に最も身近な市町村においては、地方分権*の推進と地方の時代実現のため、自治能力を高めていくことが必要であり、自らの進むべき方向を自らが決める自己決定能力、またその責任を自らが果たす自己責任能力、そして具体的なまちづくりを展開するための政策立案・遂行能力が求められています。

4市町においても、今後多様化する諸課題に主体的に対応することが求められることから、合併により、それに対応することが可能な人材を育成・確保し、地域の実情に即した行政サービスが提供できる体制を確立していく必要があります。

（７）効率的・効果的な行財政基盤の確立

4市町の財政運営は、長引く景気の低迷や生産年齢人口の減少等の影響により、今後自主財源の柱である市町税の伸びが期待できないとともに、大きな財源である地方交付税が、国の財政状況等を反映して大幅に削減され、さらに今後も減少すると見込まれることや、国と地方の三位一体改革、県の行財政構造改革プログラムの影響などにより、これまで以上に厳しさを増すものと考えられます。

このように、市町税や地方交付税が減少するなど、歳入の減収が見込まれるなかで行政サービスを維持・向上していくためには、合併によるスケールメリット*を最大限に生かしながら行財政の改革に努め、行政コストの徹底した削減、限られた財源の効率的かつ効果的な運用が必要です。

4市町においては、様々な分野にわたって行財政改革を進めていますが、個々の市町の取り組みには限界があることから、4町の合併により行財政改革を進めるとともに、行財政基盤を拡充強化して住民サービスの維持・向上に努めることが必要です。

2 計画策定の方針

（１）計画の趣旨

本計画は、花巻市、大迫町、石鳥谷町及び東和町の合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定め、合併後の新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るため、新市の将来像やまちづくりの方向性を示すマスタープランとして作成するものです。

（２）計画の構成

計画は、新市建設の基本方針、これを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備の方針及び財政計画を中心に構成します。

（３）計画の期間

計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね25年間（平成18年度から令和12年度まで）とします。

第2章 新市の現況

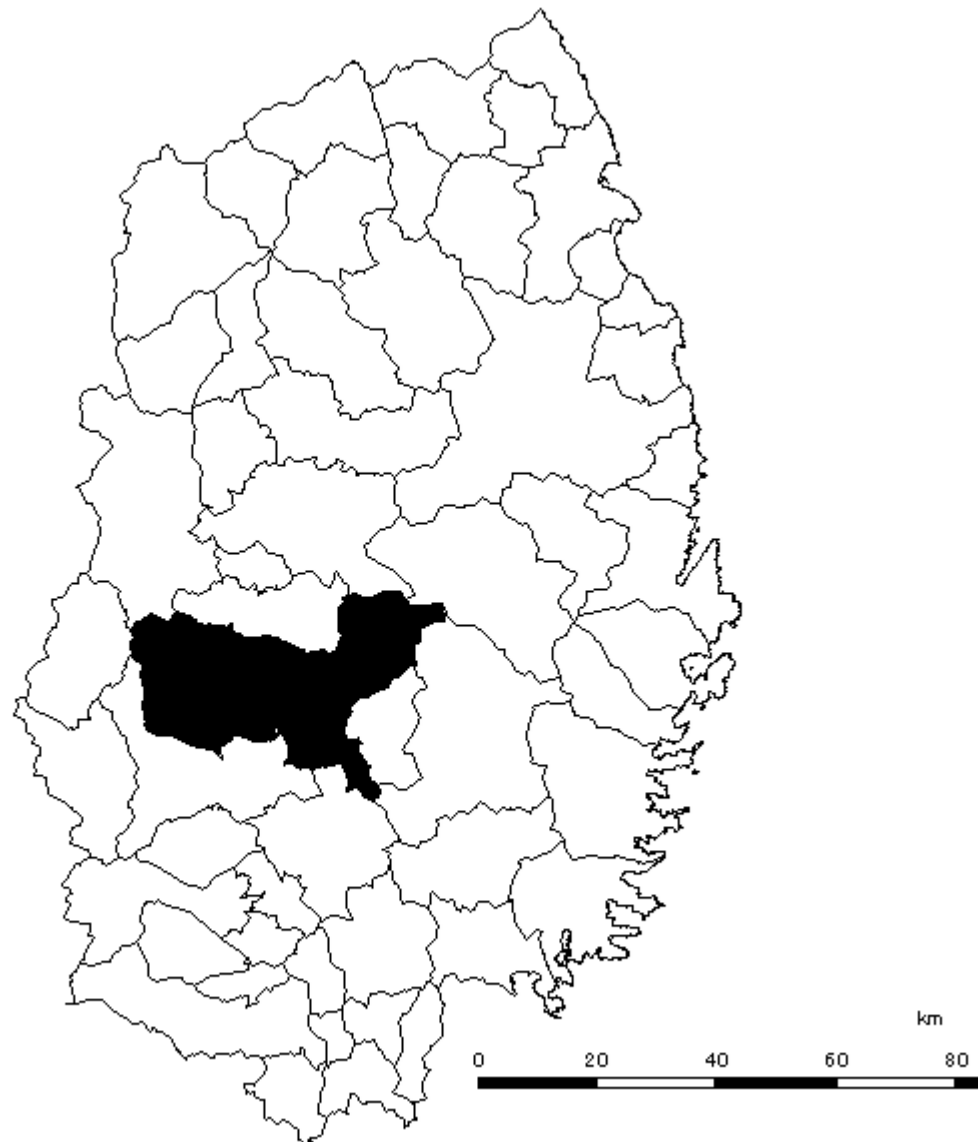
1 位置・地勢

花巻地方4市町は、西側に奥羽山脈、東側に北上高地の山並みが連なり、その間に広がる北上平野に位置します。地域内には、北上川が流れ、早池峰国立公園や花巻温泉郷県立自然公園等、県を代表する豊かな自然環境が広がるとともに、豊富な温泉群を有しています。

また、宮沢賢治や萬鉄五郎等の世界的にも著名な先人を輩出するとともに、早池峰神楽や鹿踊りなどの郷土芸能や南部杜氏、さき織り、ホームспан等の優れた技術が多く伝えられています。

さらに、県内唯一の花巻空港があり、また東北新幹線や東北自動車道、東北横断自動車道等の高速交通網が整備されるなど、北東北の高速交通網の結節点という極めて恵まれた拠点性を有しています。

■位置図



岩手県

2 沿革

花巻地方には、古代からの生活の場であったことを示す縄文時代の遺跡が数多くあります。

弘仁 2 年（811 年）の「日本後記」に「陸奥国に和我、稗縫、斯波の三郡を置く」と記述されており、しばらくしてこの地方は、律令制度の下で安倍氏、藤原四代の統治を受けることとなりました。

その後、源頼朝の奥州征伐に伴い、約 400 年にわたって稗貫氏や和賀氏などの治世下となり、稗貫氏は現在の花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町（一部）にまたがった地域を、また、稗貫氏と姻戚をなす和賀氏は、現在の北上地方をはじめ東和町の大部分を治めました。

江戸時代には、南部氏が統治しました。この地方は、盛岡藩の南端に位置し、軍事上の重要な拠点、穀倉地帯として、陸運・船運も発達し栄えてきました。

廃藩置県が行われた後は、明治 22 年（1889 年）の町村制施行、昭和 29 年（1954 年）前後の町村合併などを経て、現在の市町が誕生し、それぞれ特徴を生かしながら発展を続けています。

[4 市町の沿革]

【はな まき し花 巻 市】 昭和 29 年、花巻町、湯口村、湯本村、矢沢村、宮野目村及び太田村の 1 町 5 村の合併により誕生、その後、北上市成田の一部と笹間村を編入して現在の花巻市となる。
【おお はさま まち大 迫 町】 昭和 30 年、大迫町、内川目村、外川目村及び亀ヶ森村の 1 町 3 村の合併により現在の大迫町となる。
【いしどりやちよう石鳥谷町】 昭和 30 年、石鳥谷町、八幡村、八重畑村及び新堀村の 1 町 3 村の合併により現在の石鳥谷町となる。
【とう わ ちよう東 和 町】 昭和 30 年、土沢町、小山田村、中内村及び谷内村の 1 町 3 村の合併により現在の東和町となる。

3 面積・土地利用

花巻地方4市町の総面積は、908.3K㎡あります。

面積を県内の他地域と比較すると、盛岡市（489.1 K㎡）の約2倍、県内で一番広い岩泉町（992.9 K㎡）より若干小さくなっています。

土地利用の構成比をみると山林が一番大きく58.2%、次いで田が15.3%、畑、宅地、原野がほぼ同じで3.4%～3.5%となっています。

【表－1 面積の状況】

（単位：人、km²）

区 分	人 口 (H12国調) a	総面積(H12)km ²			人口密度	
		b	うち可住 地面積c	c/b*100 (%)	総面積密 度 a/b	可住地密 度 a/c
花巻市	72,995	385.40	162.42	42.1%	189.4	449.4
大迫町	6,949	246.84	53.53	21.7%	28.2	129.8
石鳥谷町	16,521	118.57	62.86	53.0%	139.3	262.8
東和町	10,710	157.51	75.26	47.8%	68.0	142.3
計	107,175	908.32	354.07	39.0%	118.0	302.7

資料／総面積は建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(平成12年10月1日)

※可住地面積は、総面積から、森林・原野・湖沼の面積(固定資産概要調書)を除いたもので、人が住み得る土地の面積です。

【表－2 土地利用の状況】

（単位：K㎡）

区 分	田	畑	宅地	山林	原野	その他	計
花巻市	74.0	11.7	20.2	219.0	9.2	51.3	385.4
大迫町	7.8	6.7	2.1	187.1	6.5	36.6	246.8
石鳥谷町	31.0	6.3	5.4	48.6	7.1	20.2	118.6
東和町	25.8	6.5	3.6	73.8	8.4	39.4	157.5
計 (構成比：%)	138.6 (15.3)	31.2 (3.4)	31.3 (3.5)	528.5 (58.2)	31.2 (3.4)	147.5 (16.2)	908.3 (100.0)

資料／岩手県統計年鑑(平成14年度版)

4 人口・世帯の現況

(1) 人口

令和2年の花巻市の総人口は、93,193人となっています。人口の推移は、4地域全てで減少傾向となっています。

世代別人口は、過去40年間（昭和55年から令和2年）の増減をみると、4地域全てで、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は大幅に増加しています。

【表－3 総人口の推移】

（単位：人、％）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増 減 率 (S55 →R2)
花巻市	68,873	69,886	70,514	71,950	72,995	72,407	70,913	69,234	67,147	△2.5
大迫町	8,289	8,053	7,873	7,464	6,949	6,585	5,942	5,331	4,686	△43.5
石鳥谷町	16,273	16,764	16,655	16,575	16,521	15,982	15,205	14,383	13,484	△17.1
東和町	12,243	12,044	11,685	11,123	10,710	10,054	9,378	8,754	7,876	△35.7
計	105,678	106,747	106,727	107,112	107,175	105,028	101,438	97,702	93,193	△11.8

資料／国勢調査（各年10月1日現在）

【表－4 世代別人口の推移】

（単位：人、％）

区 分		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
花巻市	0～14歳	15,407	22.4	14,563	20.8	12,900	18.3	11,654	16.2
	15～64歳	46,861	68.0	47,399	67.8	47,912	67.9	48,073	66.8
	65歳以上	6,605	9.6	7,924	11.3	9,701	13.8	12,218	17.0
大迫町	0～14歳	1,567	18.9	1,477	18.3	1,354	17.2	1,105	14.8
	15～64歳	5,528	66.7	5,272	65.5	4,971	63.1	4,551	61.0
	65歳以上	1,194	14.4	1,304	16.2	1,548	19.7	1,808	24.2
石鳥谷町	0～14歳	3,209	19.7	3,208	19.1	2,932	17.6	2,661	16.1
	15～64歳	11,110	68.3	11,269	67.2	10,939	65.7	10,435	63.0
	65歳以上	1,954	12.0	2,287	13.6	2,784	16.7	3,479	21.0
東和町	0～14歳	2,410	19.7	2,420	20.1	2,171	18.6	1,694	15.2
	15～64歳	8,107	66.2	7,718	64.1	7,218	61.8	6,628	59.6
	65歳以上	1,726	14.1	1,906	15.8	2,296	19.6	2,801	25.2
計	0～14歳	22,593	21.4	21,668	20.3	19,357	18.1	17,114	16.0
	15～64歳	71,606	67.8	71,658	67.1	71,040	66.6	69,687	65.1
	65歳以上	11,479	10.9	13,421	12.6	16,329	15.3	20,306	19.0

区分		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
花巻市	0～14歳	10,809	14.8	10,034	13.9	9,342	13.2	8,693	12.6
	15～64歳	47,259	64.7	45,103	62.3	42,555	60.1	39,669	57.5
	65歳以上	14,926	20.4	17,160	23.7	18,900	26.7	20,679	30.0
大迫町	0～14歳	885	12.7	704	10.7	547	9.2	408	7.7
	15～64歳	3,993	57.5	3,657	55.5	3,188	53.7	2,686	50.4
	65歳以上	2,071	29.8	2,224	33.8	2,206	37.1	2,237	42.0
石鳥谷町	0～14歳	2,331	14.1	2,142	13.4	1,834	12.1	1,558	10.8
	15～64歳	10,056	60.9	9,391	8.8	8,737	57.5	7,817	54.4
	65歳以上	4,134	25.0	4,449	27.8	4,634	30.5	5,007	34.8
東和町	0～14歳	1,349	12.6	1,156	11.5	1,096	11.7	963	11.0
	15～64歳	6,177	57.7	5,651	56.2	5,151	54.9	4,446	50.8
	65歳以上	3,184	29.7	3,247	32.3	3,129	33.4	3,336	38.1
計	0～14歳	15,374	14.3	14,036	13.4	12,819	12.7	11,622	11.9
	15～64歳	67,485	63.0	63,802	60.8	59,631	58.9	54,618	56.0
	65歳以上	24,315	22.7	27,808	25.8	28,869	28.5	31,259	32.1

区分		令和2年		増減率 (S55→R2)
		人口	割合	
花巻市	0～14歳	7,830	11.7	△49.2
	15～64歳	37,190	55.8	△20.6
	65歳以上	21,662	32.5	228.0
大迫町	0～14歳	297	6.3	△81.0
	15～64歳	2,189	46.7	△60.4
	65歳以上	2,200	46.9	84.3
石鳥谷町	0～14歳	1,298	9.8	△59.6
	15～64歳	6,977	52.5	△37.2
	65歳以上	5,005	37.7	156.1
東和町	0～14歳	752	9.6	△68.8
	15～64歳	3,757	47.7	△53.7
	65歳以上	3,364	42.7	94.9
計	0～14歳	10,177	11.0	△55.0
	15～64歳	50,113	54.2	△30.0
	65歳以上	32,231	34.8	180.8

資料／国勢調査(各年10月1日現在)

※年齢不詳があるため、人口の計と一致しない場合があります。

(2) 世帯

令和2年の花巻市の世帯数は34,724世帯であり、昭和55年の27,959世帯と比較すると、24.2%増加しています。

しかしながら、一世帯あたりの平均人数は、令和2年で2.68人であり、昭和55年の3.78人と比較すると、29.0%減少しており、世帯の少人数化が進んでいます。

【表-5 世帯数の推移】

(単位:世帯、%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
花巻市	18,954	19,572	20,764	22,488	23,841	24,084	24,717	24,859
大迫町	2,016	1,989	1,981	2,053	1,928	1,901	1,814	1,738
石鳥谷町	3,953	4,041	4,072	4,228	4,354	4,370	4,364	4,390
東和町	3,036	3,006	2,967	2,953	2,977	2,919	2,879	2,812
計	27,959	28,608	29,784	31,722	33,100	33,274	33,774	33,799

区 分	令和2年	増減率 (S55→R2)
花巻市	25,860	36.4
大迫町	1,667	△17.3
石鳥谷町	4,457	12.7
東和町	2,740	△9.7
計	34,724	24.2

資料／国勢調査(各年10月1日現在)

【表-6 一世帯あたり人数】

(単位:人、%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
花巻市	3.63	3.57	3.40	3.20	3.06	3.01	2.87	2.79
大迫町	4.24	4.05	3.97	3.64	3.60	3.46	3.28	3.07
石鳥谷町	4.05	4.15	4.09	3.92	3.79	3.66	3.48	3.28
東和町	4.05	4.01	3.94	3.77	3.60	3.44	3.26	3.11
計	3.78	3.73	3.58	3.38	3.24	3.16	3.00	2.89

区 分	令和2年	増減率 (S55→R2)
花巻市	2.60	△28.4
大迫町	2.81	△33.7
石鳥谷町	3.03	△25.2
東和町	2.87	△29.0
計	2.68	△29.0

資料／国勢調査(各年10月1日現在)

5 産業の状況

(1) 産業構造

就業者（15 歳以上）の産業別就業比率をみると、花巻地域は、「農業」の占める割合が低く、「製造業」、「卸売・小売業」、「医療と福祉」の割合が比較的高くなっており、大迫地域、石鳥谷地域及び東和地域は、「農業」の占める割合が高く比較的類似した産業構造となっています。

【表－7 産業別就業状況】

(単位:人、()内は%)

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
農業、林業	2,251 (6.7)	536 (21.6)	1,168 (16.4)	1,100 (25.1)	5,055 (10.6)
漁業	7 (0.1)	－	－	－	7 (0.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	13 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)	1 (0.1)	19 (0.1)
建設業	2,397 (7.1)	239 (9.6)	491 (6.9)	315 (7.2)	3,442 (7.2)
製造業	6,919 (20.6)	418 (16.9)	1,151 (16.2)	699 (16.0)	9,187 (19.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	145 (0.4)	4 (0.2)	20 (0.3)	10 (0.2)	179 (0.4)
情報通信業	231 (0.7)	6 (0.2)	63 (0.9)	18 (0.4)	318 (0.7)
運輸業、郵便業	1,953 (5.8)	125 (5.0)	409 (5.8)	196 (4.5)	2,683 (5.6)
卸売業、小売業	5,108 (15.2)	323 (13.0)	982 (13.8)	466 (10.7)	6,879 (14.5)
金融業、保険業	489 (1.5)	17 (0.7)	87 (1.2)	35 (0.8)	628 (1.3)
不動産業、物品賃貸業	351 (1.0)	12 (0.5)	57 (0.8)	16 (0.4)	436 (0.9)
学術研究、専門・技術サービス業	607 (1.8)	42 (1.7)	124 (1.7)	58 (1.3)	831 (1.7)
宿泊業、飲食サービス業	2,062 (6.1)	80 (3.2)	247 (3.5)	168 (3.8)	2,557 (5.4)
生活関連サービス業、娯楽業	1,071 (3.2)	79 (3.2)	203 (2.9)	131 (3.0)	1,484 (3.1)
教育、学習支援業	1,504 (4.5)	43 (3.2)	219 (3.1)	97 (2.2)	1,863 (3.9)
医療、福祉	4,515 (13.5)	308 (12.4)	866 (12.2)	509 (11.6)	6,198 (13.0)
複合サービス業	495 (1.5)	40 (1.6)	104 (1.5)	72 (1.6)	711 (1.5)
サービス業(他に分類されないもの)	1,631 (4.9)	127 (5.1)	370 (5.2)	201 (4.6)	2,329 (4.9)
公務(他に分類されるものを除く)	1,110 (3.3)	78 (3.1)	228 (3.2)	141 (3.2)	1,557 (3.3)
分類不能の産業	693 (2.1)	－	310 (4.4)	142 (3.2)	1,145 (2.4)
計	33,552	2,480	7,101	4,375	47,508

資料／国勢調査(令和2年10月1日現在)

※区分欄の数は、15歳以上の就業者数計

【表－8 産業大分類別就業状況】

(単位:人、%)

区 分	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
花巻地域	2,258	6.9	9,329	28.4	21,272	64.7
大迫地域	536	21.6	660	26.6	1,284	51.8
石鳥谷地域	1,168	17.2	1,644	24.2	3,979	58.6
東和地域	1,100	26.0	1,015	24.0	2,118	50.0
計	5,062	10.9	12,648	27.3	28,653	61.8

資料／国勢調査(令和2年10月1日現在)

※分類不能のものがあるため表-7の就業者計と一致しません。

(2) 市町内純生産

4市町の純生産の状況を見ると、平成15年は2,691億7千8百万円で、昭和55年の1,238億4千3百万円と比較すると、約2.2倍に増加し、また、人口1人当たりの分配所得も、平成15年は2,220千円で、昭和55年の1,227千円と比較すると、約1.8倍に増加しています。

【表－9 市町内純生産】

区 分	昭和55年	平成2年	平成12年	平成15年
花巻市	91,398百万円	169,131百万円	247,743百万円	209,888百万円
大迫町	7,744	12,155	15,216	13,274
石鳥谷町	13,895	28,226	33,225	28,213
東和町	10,806	17,052	21,091	17,803
計	123,843	226,564	317,275	269,178

資料／岩手県市町村村民所得推計

【表－10 市町内人口1人当たり分配所得の推移】

区 分	昭和55年	平成2年	平成12年	平成15年
花巻市	1,314千円	2,318千円	2,795千円	2,393千円
大迫町	1,098	1,763	2,079	1,841
石鳥谷町	1,083	1,846	2,149	1,822
東和町	1,017	1,681	2,029	1,877
計	1,227	2,134	2,573	2,220

資料／岩手県市町村村民所得推計

(3) 産業別現況

ア 農業

平成 22 年度の花巻市の経営耕地面積は、10,115ha、農家数は、6,737 戸となっています。

経営耕地面積、農家数とも減少傾向が続いています。

【表－11 農業の状況】

区 分	経営耕地面積(ha)				農家数(戸)					H17農業 算出額 (千万円)
		田	畑	樹園地		専業	第1種 兼業	第2種 兼業	自給的 農家	
花巻市	5,019	4,583	285	151	2,953	363	394	1,548	648	886
大迫町	693	461	174	57	836	124	55	488	169	148
石鳥谷町	2,362	2,021	153	188	1,415	212	226	705	272	561
東和町	2,041	1,797	195	49	1,533	261	150	802	320	296
計	10,115	8,862	807	445	6,737	960	825	3,543	1,409	1,891

資料／2010 年世界農林業センサス、生産農業所得統計

【表－12 経営耕地面積及び農家数の推移】

区分	経営耕地面積(ha)				農家数(戸)			
	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
花巻市	8,298	8,231	7,745	5,019	5,665	5,018	4,102	2,953
大迫町	1,209	1,060	809	693	1,149	1,067	927	836
石鳥谷町	3,415	3,437	3,299	2,362	2,149	1,953	1,746	1,415
東和町	2,813	2,592	2,349	2,041	2,121	1,943	1,765	1,533
計	15,735	15,320	14,202	10,115	11,084	9,981	8,540	6,737

資料／世界農林業センサス ※平成22年は合併前旧市町村単位の数値

イ 林業

4 市町の森林面積は、58,746ha で、このうち国有林が 26,285ha、民有林が 32,461ha となっています。このうち、民有林の人工林率は、47.9%となっています。

【表－13 森林面積等】

区 分	総土地 面積(ha)	森林面積(ha)			林家戸 数(戸)	民有林 の人工 林面積 (ha)	民有林 の人工 林率 (%)
		総 数	民有林	国有林			
花巻市	38,540	22,648	6,031	16,617	638	2,609	43.3
大迫町	24,684	21,076	16,599	4,477	863	9,035	54.4
石鳥谷町	11,857	5,657	2,375	3,282	541	1,150	48.4
東和町	15,751	9,365	7,456	1,909	990	2,741	36.8
計	90,832	58,746	32,461	26,285	3,032	15,535	47.9

資料／2000 年世界農林業センサス

ウ 工業

4市町の平成17年の工業は、事業所数が271事業所、従業者数が8,355人、製造品出荷額等が1,631億円となっています。

近年は、事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに減少傾向にあります。

【表－14 工業の推移】

区分	事業所数・()内は従業者数				製造品出荷額等(億円)			
	昭和55年	平成2年	平成12年	平成17年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成17年
花巻市	253 (6,071人)	237 (7,716人)	232 (7,105人)	207 (6,677人)	685	1,547	2,557	1,406
大迫町	24 (282人)	23 (681人)	17 (545人)	15 (420人)	12	96	81	67
石鳥谷町	48 (823人)	42 (1,136人)	37 (1,008人)	29 (735人)	80	226	158	113
東和町	39 (658人)	29 (926人)	25 (584人)	20 (523人)	29	71	41	45
計	364 (7,834人)	331 (10,459人)	311 (9,242人)	271 (8,355人)	806	1,940	2,837	1,631

資料／工業統計調査

エ 商業

4市町の平成11年の商業は、商店数が1,447店、従業者数が8,907人、販売額が2,762億円となっています。

昭和54年と比較すると、商店数は減少していますが、大迫町の従業者数を除き、従業者数、販売額は増加しています。

【表－15 卸売、小売業の状況】

区分	商店数・()内は従業者数			年間販売額(億円)		
	昭和54年	平成3年	平成11年	昭和54年	平成3年	平成11年
花巻市	1,166 (6,448人)	1,167 (6,696人)	1,019 (7,003人)	1,813	2,822	2,426
大迫町	143 (367人)	129 (432人)	104 (331人)	30	64	50
石鳥谷町	236 (817人)	223 (788人)	205 (999人)	93	139	178
東和町	176 (546人)	156 (577人)	119 (574人)	55	75	108
計	1,721 (8,178人)	1,675 (8,493人)	1,447 (8,907人)	1,991	3,100	2,762

資料／商業統計調査

オ 観光

4 市町は、温泉や自然環境などの観光資源に恵まれ、観光客入込数は県内・県外とも増加傾向にあります。

一方、日帰宿泊別に見ると、日帰客は増加しているものの、宿泊客は減少しています。

【表－16 観光客入込数の推移(発地別)】

区分	観光客入込数(千人回)											
	昭和55年			平成2年			平成12年			平成17年		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
花巻市	1,040	785	1,825	1,221	909	2,130	1,520	1,004	2,524	1,307	931	2,237
大迫町	45	25	70	81	52	133	72	53	125	96	57	153
石鳥谷町	3	1	4	123	31	154	225	54	279	192	110	302
東和町	73	14	87	171	64	235	281	68	349	201	161	363
計	1,161	825	1,986	1,596	1,056	2,652	2,098	1,179	3,277	1,796	1,259	3,055

【表－17 観光客入込数の推移(日帰宿泊別)】

区分	観光客入込数(千人回)											
	昭和55年			平成2年			平成12年			平成17年		
	日帰	宿泊	計	日帰	宿泊	計	日帰	宿泊	計	日帰	宿泊	計
花巻市	722	1,103	1,825	1,068	1,062	2,130	1,542	982	2,524	1,292	945	2,237
大迫町	63	7	70	116	17	133	111	14	125	148	5	153
石鳥谷町	3	1	4	149	5	154	277	2	279	294	8	302
東和町	82	5	87	232	3	235	333	16	349	351	12	363
計	870	1,116	1,986	1,565	1,087	2,652	2,263	1,014	3,277	2,085	970	3,055

資料／県観光統計概要

6 将来人口の見通し

総人口は、令和7年には89,432人、令和12年には84,174人と減少する見通しとなっています。

今後の世代別人口は、年少人口や生産年齢人口は減少すると予想される一方、老年人口は令和2年頃まで増加し、その後減少する見通しとなっています。

【表-18 総人口の見通し】

(単位:人、%)

区 分	平成17年 (実績)	平成22年 (実績)	平成27年 (実績)	令和2年 (実績)	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)	増 減 率 (H17→R12)
花巻市	72,407	71,216	69,909	67,757	64,054	60,289	△16.7
大迫町	6,585	6,187	5,515	4,790	4,528	4,262	△35.3
石鳥谷町	15,982	15,484	14,659	13,798	13,044	12,277	△23.2
東和町	10,054	9,720	9,052	8,256	7,805	7,346	△26.9
全体	105,028	102,607	99,135	94,601	89,431	84,174	△19.9

資料／平成17年は国勢調査、平成22年、平成27年、令和2年は住民基本台帳人口
令和7年以降は「花巻市人口ビジョン」(令和5年12月改訂)

【表-19 世代別人口の見通し】

(単位:人 %)

区 分		平成17年 (実績)		平成22年 (実績)		平成27年 (実績)		令和2年 (実績)		令和7年 (推計)		令和12年 (推計)		増減率 (H17 →R12)
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
花巻市	0～14歳	10,034	14.8	9,399	13.2	8,844	12.7	7,994	11.8	6,908	10.8	6,502	10.8	△35.2
	15～64歳	45,103	64.7	42,994	60.4	40,259	57.6	38,093	56.2	36,197	56.5	34,070	56.5	△24.5
	65歳以上	17,160	20.4	18,823	26.4	20,806	29.8	21,670	32.0	20,949	32.7	19,718	32.7	14.9
大迫町	0～14歳	704	10.7	551	8.9	406	7.4	290	6.1	240	5.3	226	5.3	△67.9
	15～64歳	3,657	55.5	3,417	55.2	2,868	52.0	2,327	48.6	2,000	44.2	1,883	44.2	△48.5
	65歳以上	2,224	33.8	2,219	35.9	2,241	40.6	2,173	45.4	2,288	50.5	2,153	50.5	△3.2
石鳥谷町	0～14歳	2,142	13.4	1,849	11.9	1,577	10.8	1,350	9.8	1,220	9.4	1,148	9.4	△46.4
	15～64歳	9,391	58.8	9,117	58.9	8,183	55.8	7,381	53.5	6,808	52.2	6,408	52.2	△31.8
	65歳以上	4,449	27.8	4,518	29.2	4,899	33.4	5,067	36.7	5,016	38.5	4,721	38.5	6.1
東和町	0～14歳	1,156	11.5	1,110	11.4	975	10.8	765	9.3	625	8.0	588	8.0	△49.1
	15～64歳	5,651	56.2	5,405	55.6	4,673	51.6	4,039	48.9	3,679	47.1	3,463	47.1	△38.7
	65歳以上	3,247	32.3	3,205	33.0	3,404	37.6	3,452	41.8	3,500	44.8	3,295	44.8	1.5
全体	0～14歳	14,036	13.4	12,909	12.6	11,802	11.9	10,399	11.0	8,993	10.1	8,464	10.1	△39.7
	15～64歳	63,802	60.8	60,933	59.4	55,983	56.5	51,840	54.8	48,685	54.4	45,823	54.4	△28.2
	65歳以上	27,080	25.8	28,765	28.0	31,350	31.6	32,362	34.2	31,753	35.5	29,887	35.5	10.4

資料／平成17年は国勢調査、平成22年、平成27年、令和2年は住民基本台帳人口

令和7年以降は「花巻市人口ビジョン」(令和5年12月改訂)

令和7年以降の各地域の世代別人口見通しは、それぞれ地域別の推計人口に令和6年10月1日時点の人口に対する世代別人口の割合を乗じて推計しているため、各地域の推計人口とは一致しない場合があります。

年齢不詳があるため、人口の計と一致しない場合があります。

第3章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

4 市町の合併により誕生する新市は、四季折々に多彩な姿をみせる豊かな自然と、先人の弛まぬ努力により育まれてきた貴重な歴史的・文化的遺産や恵まれた交通条件、優れた産業技術など豊富な地域資源を有しています。

このすばらしい資源を最大限に活用し、市民と行政が力を合わせて、活力と魅力あふれる産業の振興を図り、市民誰もが健康で安心して暮らすことができ、地域相互の交流連携と一体感のあるまちづくりを目指すため、新市の将来像を次のように設定します。

新市の将来像

早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトーブはなまき

※「早池峰の風薫る」

新市の豊かな自然環境の象徴として、地域の人々に愛され著名な山である「早池峰」に例え、四季折々の自然の風が薫るまちであること、また、それぞれの地域で保存伝承されてきた特色ある郷土芸能や伝統文化などの古（いにしえ）の風が薫るまちであることを表しています。

さらに、交流のイメージとして「風」に例え、これまで以上に地域相互の交流と連携により、一体感の醸成と総合力を高めるまちづくりを進め、また、豊かな観光資源や交通の主要な拠点であることを背景に、全国各地から多くの人が集まってくる等、交流の原点となるまちとして、新たな風を起こすことを表しています。

※「安らぎと活力にみちた」

住む人も、訪れる人も、美しい自然と温かな人情にふれ、健やかで安心・安全を実感できるまちであること、また、潜在する多様な地域資源の結集と、交流連携や協働により、未来に向かって産業や市民一人ひとりが活力にみちたまちを表しています。

※「イーハトーブはなまき」

「イーハトーブ」は、宮沢賢治が思い描いていた豊かな地域社会の姿であり、新たなまちの目標とします。また、「はなまき」は新市の名称「花巻市」をひらがなの表記によって、やさしくそしてやわらかく表しています。

2 新市のまちづくりの基本方針

新市の将来像『早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトーブはなまき』の実現のため、次の2つの基本方針を設定します。

(1) 人・物・情報の多様な交流による地域活力の醸成

合併は、これまで各地域が培ってきた人・物・情報の多様な交流を結集することで、よりグローバル*かつ強固な力をもたらすものであることから、新市は、この力を有効に活用し、合併効果を目に見える形で示す責務を担っています。

新市においては、国内・国際交流はもちろんのこと、産業における産・学・官、同・異業種、生産・消費者交流、市民生活をより豊かにするための各種活動支援や研修会の開催等を通じた交流の見直しを図り、新たな魅力を創出するため、人・物・情報の交流とそれに必要な各種基盤の整備を積極的に行い、魅力ある地域づくりと地域活力の醸成に努めます。

(2) 分権型社会に即応した住民参画型都市の実現

地方分権*型社会を迎え、行政は市民に対してよりよいサービスを経営的な視点を持ちながら効率的に提供することが求められており、市民の視点に立った行財政改革の推進が必要となっています。

このように行政における効率化とサービスの向上という一見相反する課題を解決し、実現させるためには、市民と行政の信頼関係を高め、適切な役割分担のもと、ともに協力していくことが必要です。

そのため、行政の説明責任と徹底した情報公開を進め、広聴広報機能の充実を図るなど開かれた行政づくりを進めます。また、将来にわたり財政の健全性を維持するため、自立的な財政運営を行い、時代に即応した新しい行財政システムの確立を進め、ますます多様化する人々の価値観や生き方に対応し、市民と行政が互いに補完し合う住民参画型社会の実現を目指します。

3 新市の基本目標

(1) 美しい自然と地域で、みんなが快適に暮らせるまち

恵まれた自然環境を守り育て、次の世代に継承するとともに、安全・快適で利便性に満ちた生活を営むことができるよう、自然環境の保全と環境に配慮した生活環境基盤の整備を推進し、自然と調和した個性的で魅力あふれるまちづくりに努めます。

(2) 地域社会のふれあいで、みんなが安心して暮らせるまち

少子高齢化が進行する中で、市民だれもが健康で安心して暮らせるよう、健康づくりの推進や子育て支援、高齢者・障がい者の自立支援など、各種の健康福祉施策を推進します。

また、お互いに助け合いながら、住み慣れた地域の中でいきいきと生活できる地域づくりに努めます。

(3) 多様な文化と交流で、みんなが輝き豊かなところを育むまち

活力と魅力にあふれたまちづくりを推進していくためには、その担い手となる「人」を育てることが重要な要素です。

豊かな感性や自主性、自立性に富んだ人材を育てるため、基礎基本の定着はもとより個性を生かす学校教育をはじめ、生涯学習の充実、こころ豊かでたくましい青少年の育成に取り組むとともに、多様な文化・芸術活動の推進や、歴史的・文化的遺産の継承保存などに努めます。

(4) 技術と知恵の連携で、みんなが豊かさを実感できるまち

厳しい社会経済情勢の中で、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るため、地域全体の振興を図ります。

地域の特色を生かした生産性の高い農林業の振興をはじめ、地域資源の活用や異業種との交流による地場産業の育成、恵まれた高速交通拠点としての立地条件を生かした企業の誘致、豊かな観光資源の活用や地場産業との連携などによる交流人口を増加させるための観光産業の活性化などにより、魅力と活力にあふれた産業の振興を図るとともに、就労支援など、地域雇用の安定に努めます。

第4章 新市の主要施策

1 美しく快適な暮らしづくり

(1) 美しいまちづくり

調和のとれたまちづくり

新市の自然景観を構成する河川や森林の保全と国定公園等の指定地域の保護、田園景観を構成する農村地域と都市景観を構成する市街地の均衡ある発展を図るため、土地利用計画や施設配置計画を策定し、調和のとれたまちづくりを進めます。

自然環境の保全・創出

人と自然が共生するまちづくりを進めるため、早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園など地域内の恵まれた自然環境を、今を生きる私たちはもとより次世代への貴重な財産ととらえ、周辺の景観との調和を図りながら、優れた自然環境の保全と創出に努めます。

この地域の大きな割合を占める森林については、環境浄化や水源涵養などの森林の有する多面的機能の向上を図るため、治山事業を推進し水土保持林等の適切な維持管理を行うとともに、次世代に繋げる森林資源の保全に努めます。

また、河川や湖沼等の公共用水域については、多様な生物の生息地であるとともに、豊かな田園空間を育む源であることから、公共下水道等の整備により、水質の保全に努めます。

私たちを取り巻く環境は、水と緑と生態系が連鎖した一体的なものであるという考えのもと、アダプト・プログラム※などによる市民一体となった水と緑のネットワーク※の形成を推進します。

資源循環型社会※の実現

環境負荷の低減やエネルギーの有効利用を促進するため、ごみの分別収集の徹底などにより減量化や再資源化を促進しながら、総合的なごみ処理対策の充実を図ります。また、不法投棄や環境汚染などの監視・指導体制の強化など公害防止対策の充実にも努めます。

地球温暖化防止のため、より実践的な取り組みに向けた行動計画を策定するなど、行政が率先して環境保全に向けた取り組みを推進するとともに、家庭や学校、事業所など、地域全体で環境保全に向けた取り組みが進められるよう、多様な広報啓発活動や環境学習、環境ISO※の認証取得に対する支援、自然とのふれあい活動などの充実を図ります。さらに、新エネルギー導入に関する基本方針を定め、太陽光発電やバイオマス※などによるエネルギーの循環的・効率的な利用を促進します。

(2) 快適なまちづくり

道路・交通体系の整備・充実

日常生活や地域間交流を支える幹線道路網の整備・充実など、新たな都市基盤づくりを進め

るとともに、各地域や主要施設を結ぶ連絡バスの運行等の交通ネットワーク※整備や利便性向上など、市民や観光客などあらゆる人々に配慮した交通体系づくりに努めます。

国道４号をはじめとする国・県道の整備については、地域内外の円滑な交流を図るため、その整備促進を積極的に働きかけていきます。

花巻空港については、定期便や国内・国際チャーター便※の運航拡充、利用促進及び施設の整備について関係機関と連携を図り推進に努めます。

市民の日常生活に密着した生活道路については、安全性や機能性に配慮するとともに、新市の一体性を高めるような均衡ある整備を進めます。

子ども、障がい者、高齢者を含め、すべての人が、安全かつ快適に移動し、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等ユニバーサルデザイン※に配慮した道路環境の充実に努めます。

市民が安全で快適に利用できる道路環境を提供するため、地域住民等と連携・協力しながら、街路樹の剪定や除草、路面清掃、除雪等を適切に行い、交通の安全性等を確保します。

上下水道の整備

市民に安全な水を安定して供給するため、水資源の確保や未給水区域の解消を図るとともに、経年管の更新を計画的に進めるなど、災害に強い水道施設の充実に努めます。また、下水道施設の整備については、生活排水を適切に処理するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、公共下水道・農業集落排水・浄化槽の効率的、計画的な整備を推進します。

住環境の整備・向上

誰もが安心して住み続けられる居住環境の整備を図るための住宅マスタープランの策定に取り組み、高齢社会の進展や若者の定住促進に配慮した住宅供給を進めます。

公営住宅は、障がい者や高齢者に対応したバリアフリー※化を進めるとともに、多様化する住宅ニーズ※に対応できる住宅の供給と住環境の整備に努めます。

情報通信環境の整備・活用

情報技術（ＩＴ）が飛躍的に進歩している中で、その普及によって情報通信基盤の地域的な格差が大きくなっていることから、その利便性を等しく享受できる地域社会の形成や電子自治体※の確立に努めます。また、市民生活の利便性の向上や地域の活性化を図るため、テレビ難視聴地域や携帯電話の不感地域の解消に努めながら、高度な情報通信ネットワーク※の構築により、行政情報や地域情報など情報サービスシステムの充実に努めます。

（３）安全・安心なまちづくり

防災体制の充実

火災や風水害、地震などのあらゆる災害から生命や財産を守り、市民が安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画を策定し、危機管理システムの

充実を図るとともに、広報活動の強化と自主防災組織の育成等により市民の防災意識の向上を図り、総合的な地域防災体制の充実・強化に努めます。

水害や土砂災害などの発生の恐れがある危険箇所等の的確な把握と解消に努めるとともに、地域内河川の整備促進や上流域での森林などの水源涵養と保水機能の向上を図り、災害の未然防止に努めます。

消防・救急体制の充実

消防・救急拠点の整備や緊急通信指令システムなどの充実・強化により、消防・救急体制の充実と関係機関との連携強化を図りながら、より高度な救急救命処置と効率的な救急救助体制を整備します。

効果的な消防活動を推進するため、消防水利、消防車両等の各種消防施設の整備・充実や消防団員の教育・訓練の充実など、消防団の活性化及び地域との連携強化を図り、総合的な消防力の強化に努めます。

交通安全対策の充実

交通安全については、交通マナーやモラル※の向上など交通安全意識の高揚及び交通安全教育の徹底に努めるとともに、信号機や横断歩道、反射鏡等の各種交通安全施設の整備促進、歩道や照明灯の整備、踏切及び交差点の改良に努めます。

また、子ども、高齢者、障がい者等すべての人々の安全を確保するため、誘導ブロック等の整備拡充を図るとともに、バリアフリー※に配慮した道路の整備に努めます。

防犯体制の充実

防犯については、明るく住みよいまちづくりを推進するため、関係機関と連携し、暴力団追放運動や社会を明るくする運動を推進するとともに、防犯灯や街路灯の計画的な整備充実を図ります。また、犯罪の低年齢化・広域化に対処するため、地域の連帯感の醸成やコミュニティ※活動を通して、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

消費者相談体制の充実

多重債務や詐欺被害などの消費者問題に関する情報をわかりやすく提供するとともに、講習会やイベントの開催を通して、消費者の意識啓発と高揚に努めます。また、消費者相談体制の充実により、的確な助言と苦情への早期対応に努めます。

主な施策

施 策 名	事 業 名	区 域 名
美しいまちづくり	新市国土利用計画策定事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	新市都市計画マスタープラン策定事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	都市計画基本図作成事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	コミュニティ花壇造成事業	花巻市
	低公害車導入事業	花巻市
	発泡スチロール減容機更新事業	花巻市
快適なまちづくり	(道路・交通体系の整備・充実)	
	一般国道 4 号石鳥谷バイパス整備事業	石鳥谷町
	一般国道 283 号道路整備事業	花巻市
	一般国道 396 号交差点改良事業	大迫町
	一般国道 456 号道路整備事業	石鳥谷町・東和町
	主要地方道盛岡和賀線道路整備事業	花巻市
	主要地方道花巻北上線道路整備事業	花巻市
	道路整備事業 浅沢西中線ほか	花巻市
	道路整備事業 旭の又線ほか	大迫町
	道路整備事業 寺林線ほか	石鳥谷町
	道路整備事業 上浮田北上線ほか	東和町
	橋梁整備事業 朝日橋ほか	花巻市
	橋梁整備事業 稻荷橋ほか	大迫町
	橋梁整備事業 上瀬橋ほか	東和町
	電線地中化事業 上町成田線ほか	花巻市
	融雪施設整備事業 上町成田線ほか	花巻市
	街路整備事業 上町花城町線ほか	花巻市
	街路整備事業 白幡薬師堂線	石鳥谷町
	空港周辺対策事業	花巻市・石鳥谷町
	石鳥谷駅周辺環境整備事業	石鳥谷町
	循環バス・連絡バス運行事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	路線バス確保対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	土地区画整理事業（継続調査）沖田地区ほか	花巻市
	J R 花巻駅東西自由通路等整備事業	
	花南新駅整備事業（継続調査）	花巻市
	都市施設機能改善事業	
	(上下水道の整備)	
	広域用水供給事業	花巻市
	上水道施設整備事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町
	簡易水道施設整備事業	大迫町・東和町
	公共下水道事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	農業集落排水事業 西南地区ほか	花巻市
	農業集落排水事業 八幡八日市地区ほか	石鳥谷町
	農業集落排水汚水処理場汚泥減量化事業	花巻市
	浄化槽設置整備事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	(住環境の整備・向上)	
	住宅マスタープラン策定事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	緑ヶ丘市営住宅建替事業	花巻市
	優良建築物整備事業	花巻市
	上の台住宅建替え事業	大迫町
	赤坂団地公営住宅整備事業	東和町
	三の丸公園整備事業	花巻市
	日居城野運動公園整備事業	花巻市
	花巻流通業務団地街区公園整備事業	花巻市

施 策 名	事 業 名	区 域 名
	(仮称)花いっぱい公園整備事業	花巻市
	桜並木整備事業	石鳥谷町
	戸塚森森林公園整備事業	石鳥谷町
	流通業務センター施設整備支援事業	花巻市
	市街地施設再配置事業	
	地域生活基盤施設整備事業	
	(情報通信環境の整備・活用)	
	情報ネットワーク整備事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	テレビ難視聴地域解消事業	
	移動通信用鉄塔施設整備事業	大迫町
	情報通信基盤整備事業	
	かわまちづくり推進事業	
安全・安心なまちづくり	主要地方道等交通安全施設整備事業	石鳥谷町
	北上川築堤事業	花巻市・石鳥谷町
	瀬川筋河川環境再生事業	花巻市
	一級河川改修事業	花巻市・石鳥谷町・東和町
	川原町地区県単急傾斜地崩壊対策事業	大迫町
	交通安全施設整備事業 上町成田線ほか	花巻市
	交通事故防止交差点整備事業	花巻市
	交通安全施設整備事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	歩道設置事業 亀ヶ森1号線	大迫町
	歩道設置事業 関口広野線	石鳥谷町
	歩道橋設置事業 井戸向橋	石鳥谷町
	道の駅整備事業	花巻市
	視覚障がい者誘導表示設置事業	花巻市
	消防施設設備整備事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	護岸整備事業	石鳥谷町
	排水路改修事業	
その他	(仮称)総合交流センター整備事業	花巻市

2 心かよう安心の社会づくり

(1) 健康づくりの推進

生涯を通じて健康な生活を送るためには、市民一人ひとりが日頃から自分の健康を意識し、健康づくりに取り組むことが重要であることから、保健に関する情報提供や市民の健康づくり活動の拠点施設である各地域の保健センターの機能充実を図ります。また、直接市民に対する指導、助言を行う保健師など専門職の確保、育成に努め、地域ボランティア組織との連携を推進するなど、人的体制の強化を図ります。

バランスのとれた食事や適度な運動、十分な休養を基本とした生活習慣の定着を図り、健康診査や健康相談・教育、保健指導を充実するなど、市民の健康づくりを支える環境を整備します。また、これまでの地域独自の取り組みの成果を踏まえ、その担い手である食生活改善推進員や保健推進委員との連携などにより地域の健康づくり活動を支援します。

医療サービスが十分受けられるよう、医療機関の機能分担と連携強化により地域医療の充実、救急医療体制の確保に努め、保健・福祉が連携した医療サービス体制の構築を図ります。

(2) 高齢者福祉の充実

新市発足後 10 年目には、65 歳以上の高齢者が総人口の約 30%を占め、また、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加することが予測されることから、多様化する高齢者のニーズ*に対応した取り組みが求められます。

老人クラブやシルバー人材センターなど社会参加、社会貢献を通じた高齢者の生きがいつくりの場を創出します。また、健康寿命の延伸のため、介護予防事業や健康づくり事業の充実、地域包括支援センターを中心とする家庭・地域が一体となった支援体制の構築などにより、住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと自立した日常生活を送ることができる環境整備を進めます。

また、支援・介護を必要とする高齢者には、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービスのほか、ホームヘルプ、デイサービス等の在宅サービスや家庭での介護を容易にする住宅改修助成の充実、さらには認知症高齢者のためのグループホーム*の整備など、質の高い介護サービスを供給するための基盤整備を推進します。併せて、的確なケアプラン*作成のため、ケアマネジャー*、介護事業者に対する研修を実施するなど、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

要支援・要介護高齢者の心身機能の維持・向上、さらには介護を必要としない高齢者にあっても心身の健康維持、生きがいつくりの有効な園芸療法*をはじめとする多様なリハビリテーションの提供に努めます。

（３）児童福祉の充実

安心して子どもを生み育てることができる環境をつくるため、乳幼児及び子どもに対する医療費助成の実施、子育て支援センターなど子育てに関する相談支援体制の充実に努めるとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育など多様な保育サービスや幼稚園での預かり保育、ファミリーサポートセンター*や放課後児童クラブの充実などに努めます。

少子化の進行により乳幼児数の減少が予想されることから、地域の特性を考慮しながら保育所等の今後のあり方を検討するとともに、老朽施設の長寿命化など、安全性に配慮した教育・保育施設の充実を図ります。

学齢期における支援では、放課後児童クラブの充実や子どもの遊び場の確保に努め、さらに思春期保健対策や相談体制の構築を図り、次世代を担う青少年の健全育成に努めます。

児童虐待の未然防止と早期対応を図るため、民生・児童委員を中心とした地域における相談支援体制や関係機関相互の連携・強化などに取り組みます。

少子化に対する取り組みは各種施策を総合的に展開する必要がある、子どもたちを育成・支援する次世代育成支援対策地域行動計画を策定し、その着実な推進を図ります。また、乳幼児から学童期、思春期までの子育てを家庭・職場・地域において男女が協力して担っていける環境づくりと、若年世代の新しいライフスタイル*に対応した支援体制の整備に努め、安心して子どもを生み育てられる地域社会の実現を目指します。

（４）障がい者福祉の充実

障がい者の自立と社会参加、入所施設や医療機関からの退所・退院後の早期社会復帰を支援するため、就労支援事業所の充実、就労機会の拡大、文化・スポーツ活動の振興、相談支援体制の確立、園芸療法*をはじめとする様々なリハビリテーションの充実を図ります。

支援を必要とする障がい者が地域で生活できるよう、生活介護、短期入所、居宅介護などの在宅サービスのほか、自立訓練等サービスの確保やグループホーム*、就労支援事業所等の整備を推進します。また、医療的ケア児等の支援について発達段階に応じた適切な療育や相談支援の充実、医療費の助成、障がい者団体に対する支援を行うほか、保健・医療・福祉それぞれの関係機関の連携による支援体制の強化に努めます。

生活行動空間などのバリアフリー*化や市民の障がい者に対する理解促進を図り、障がい者にやさしい環境づくりに努めます。

（５）福祉のまちづくり

少子高齢化の進行、核家族化、女性の社会進出など社会情勢が変化している中で、福祉の概念は幅広くなり、そのニーズ*は多様化するとともに増大しています。すべての人が住み慣れた地域で、相互に支え合いながら安心して生活できる社会を実現するためには、地域や家庭が有している従来からの支え合いに加えて、ボランティアなどの新しい福祉コミュニティ*の担い手の育成・活用を図ります。

市民参加のもとに地域福祉計画を策定し、市民と行政の協働により多様なサービスが総合的に提供できるよう、計画の着実な推進を図るとともに、地域福祉の拠点となる施設の機能充実

と保健・医療・福祉の総合的な連携体制の強化に努めます。

従来からの福祉コミュニティ*の重要な担い手である社会福祉協議会との連携を強化するとともに、地域福祉活動の新しい担い手として期待されるボランティアやNPO*の育成、ネットワーク*化に対する助成を行うなど、市民の主体的な活動を支援します。

(6) 男女共同参画の推進

少子高齢社会の進行、高度情報社会の進展など社会経済の著しい変化に適切に対応していくためには、男女が性別に関わらずあらゆる分野に参画できるシステムづくりが大切です。

このため、市民一人ひとりが個人として尊重され、男女が社会の対等な構成員であることを互いに理解し、性別による差別的取扱いを受けることなく、自らの意思によって個性や能力を十分発揮する機会が確保され、ともに責任を担い、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会づくりを積極的に推進します。

主な施策		
施策名	事業名	区域名
健康づくりの推進	検診、健康相談事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	医師養成事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	園芸療法推進事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	地域医療ビジョン推進事業	
高齢者福祉の充実	特別養護老人ホーム建設事業	花巻市
	高齢者温泉運動浴施設建設事業	花巻市
	高齢者等住宅改造事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	拠点施設整備事業（八重畑地区）	石鳥谷町
	痴呆対応型グループホーム整備事業	東和町
	小規模多機能施設整備事業	東和町・大迫町
	高齢者生活支援・介護予防事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	老人福祉センター整備事業（調査）	花巻市
	介護関連施設整備事業	
児童福祉の充実	保育所改築事業 湯本保育園ほか	花巻市
	統合保育所整備事業	大迫町
	保育所改築事業 石鳥谷保育園	石鳥谷町
	保育所改築事業 浮田保育所ほか	東和町
	学童クラブ施設整備事業	
	こども発達相談センター改築事業	花巻市
	子育て支援事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	（仮称）子育て複合施設整備事業	
	（仮称）産後ケア施設整備事業	
障がい者福祉の充実	知的障がい者グループホーム整備事業	東和町
	知的障がい者通所授産施設整備事業	東和町
	障がい者生活支援事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	障がい福祉関連施設整備事業	
福祉のまちづくり	社会福祉活動推進事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	民生相談事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	ボランティア活動支援事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町

3 人が輝くまちづくり

(1) 生涯学習の推進

市民一人ひとりが積極的に学ぶ生涯学習への意欲が一段と高まっている中で、心の豊かさや生きがいを得られ、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、また、その成果が適切に評価されるような生涯学習環境の構築を図ることが重要なことから、生涯学習振興計画を策定し、中・長期的な展望に立った総合的な施策の推進を図ります。

生涯にわたる自主的・主体的な学習活動を奨励・支援するため、学習意欲を喚起し動機づけを進めるとともに、指導者の育成や学習機会の充実を図ります。

生涯学習と各種まちづくり事業・施策との連携を進め、各種ボランティアの養成など学習活動成果を新たなまちづくりに生かします。

生涯学習施設等総合的な学習環境の向上を図るため、図書館や博物館等社会教育施設・文化施設のネットワーク*化を推進し、生涯学習拠点施設の機能の充実を図るとともに、学校や民間団体などとの連携強化により生涯学習の推進体制を整備します。

完全学校週5日制に対応し、子どもたちの自主的・自発的な活動を促すため、情報提供や地域社会における体験学習の機会をとらえた事業の推進を図るなど、地域社会の教育力の活用に努めます。

市民の専門的・体系的学習の機会を創出するため、大学等の高等教育機関との連携に努めます。

(2) 就学前教育・学校教育の充実

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる最も重要な時期であることから、発達特性を踏まえ、家庭、教育・保育施設等の関係機関、地域と連携を図りながら、乳幼児期にふさわしい生活を通して資質・能力を一体的に育てていくための保育・教育環境とその内容の充実を図ります。

小中学校教育については、基礎基本の定着はもとより、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性など、「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、国際化や情報化など社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成に努めます。

新市の特徴である恵まれた自然環境と多彩な文化遺産を生かした体験型学習の充実を図りながら、児童生徒一人ひとりの能力や適性を生かした、心豊かで個性や創造力あふれる人づくりを進めます。

児童生徒の豊かな心や自主性、社会性などを育むため、学校・家庭・地域が連携して、多様な体験活動や交流活動の充実を図めるとともに、いじめやひきこもり、不登校などの相談に応じられる支援体制の整備充実や教育支援センターなど多様な学びの場の確保に努め、地域全体で子どもたちの健全育成を図ります。

個々の学校の独自性を尊重し地域に根ざした教育環境の充実を図り、特色ある学校教育を推進するとともに、学校運営協議会制度*など地域とともにある学校づくりを推進します。

学校施設の長寿命化等による安全面、機能面及び環境面に配慮した施設の整備充実を図ります。

今後の児童生徒数の推移をみながら、**学校の適正規模・適正配置に向けた学校統合や小中一貫教育の導入など**も視野に入れ、学校施設や設備の整備充実に努めるとともに、余裕教室の有効利用や地域社会への開放を推進します。

（３）スポーツ・レクリエーションの振興

余暇活動に対する関心の高まりと需要の増加から、市民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、施設の整備・改修を図ります。

学校体育・スポーツや競技スポーツのみならず、生涯スポーツやニュースポーツなどの全てのスポーツ活動の推進に努め、これらの指導者の育成を図ります。

各地域の既存施設の有効活用と機能の充実を図りながら、市民が気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる機会の充実等により、市民の健康増進を図るとともにスポーツ・レクリエーションによる新市の一体性の醸成や交流人口の拡大を推進します。

市民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ※の設置・育成を支援し、多世代の人が多種目のスポーツに取り組める環境を整備します。

（４）地域文化と人づくり

各地域の多様で特徴的な文化、郷土芸能・風俗などの伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の整備充実に努めるとともに、記録保存などにも積極的に取り組み、各地域の伝承活動を支援し、郷土意識の醸成を図ります。

新たな文化の創出と充実のため、芸術・文化活動に主体的に取り組む団体やリーダーとなる人材を育成するとともに、より多くの市民が文化活動に積極的に参加できる仕組みや環境などを整備し、芸術文化に接する機会の充実を図ります。

点在する数多くの史跡や文化財は、次世代に継承すべき貴重な財産であり観光資源でもあることから、十分な調査研究と保護・活用を図り、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と意識の高揚に努めるほか、宮沢賢治をはじめとする多くの先人をテーマとした地域文化の創造と人づくりを推進します。

国内の友好都市との交流は、児童・生徒をはじめとして、広く市民の参加のもと、様々な分野での交流の拡大、進展に努めます。

広く国際的な視野を備えた人材の育成のため、**国際都市推進員**や外国語指導助手の活用などにより**国際理解や多文化共生**に向けた教育を充実するとともに、姉妹都市及び友好都市等との交流を通じた国際感覚の醸成や、**外国人市民**との交流による**多文化**に対する理解の促進に努めます。

また、中高生海外派遣事業、国際交流に係るイベントの市民参加の促進に取り組み、市民や民間団体の主体的な国際交流活動の促進に努めます。

（５）青少年健全育成の推進

青少年の健全育成のため、大人の意識改革とともに、子どもに地域の一員としての自覚を持たせるよう、地域に住むさまざまな世代、職種の人々とのふれあえる地域行事やボランティア

活動、地域のスポーツ活動への積極的な参加を促します。

また、青少年の非行防止のため、地域、PTA、警察等との連携強化に努めます。

主な施策		
施 策 名	事 業 名	区 域 名
生涯学習の推進	(仮称)花北公民館整備事業	花巻市
	好地公民館整備事業	石鳥谷町
	図書館整備事業	花巻市
	生涯学習推進事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	生涯学習関連施設等整備事業	
学校教育の充実	中学校改築事業 西南中学校ほか	花巻市
	中学校屋外環境整備事業 矢沢中学校	花巻市
	中学校大規模改造事業 宮野目中学校ほか	花巻市
	中学校改築事業 大迫中学校	大迫町
	中学校改築事業 石鳥谷中学校	石鳥谷町
	小学校大規模改造事業 桜台小学校ほか	花巻市
	小学校大規模改造等事業 石鳥谷小学校ほか	石鳥谷町
	小学校校舎等建設事業	
	幼稚園整備事業 石鳥谷幼稚園	石鳥谷町
	山村留学受入施設整備事業	東和町
	学校給食施設整備事業	
	義務教育学校整備事業	
スポーツ・レクリエーションの振興	(仮称)花北地区社会体育館整備事業	花巻市
	(仮称)グリーンドーム整備事業	花巻市
	体育施設改修事業	花巻市
	スポーツ・レクリエーションイベント開催事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	総合トレーニング施設整備事業（調査）	花巻市
	ドーム球場整備事業（調査）	石鳥谷町
	体育施設改修事業（調査）	東和町
地域文化と人づくり	総合文化財センター整備事業	大迫町
	文化施設改修事業	花巻市・東和町
	国際交流事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	友好都市等交流事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	郷土芸能伝承育成事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	花巻城跡環境整備事業（継続調査）	花巻市
	文化施設整備事業（調査）	東和町

4 活力ある躍動の産業づくり

（１）農業の振興

米政策改革大綱に基づく花巻市水田農業ビジョンと地域の話し合いに基づく「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」の策定により、基幹作物である水稻の生産調整に対応した農地の高度活用を行うためには、集落の担い手を核とした収益性の高い水田農業を確立する必要があります。

そのために地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全に努めます。

水田が適切に利用され、その多面的機能が発揮されるよう、環境保全型農業※の拡大・定着と耕畜連携等中山間地域から平場までそれぞれの特性を生かした多様な取り組みの展開に努めます。

水田農業の安定的な発展を目指し、麦・大豆等土地利用作物の定着・拡大に向け、団地化や担い手への農地利用集積を加速化するとともに、高収益作物の導入をさらに促進します。

効率的かつ安定的な農業経営を図るため、農業の構造改革を促進し、認定農業者の拡大と意欲ある担い手農家を育成し、熟度に応じて法人化への誘導を進めます。

農業者や産地が、経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、需要動向に応じた集荷・流通体制を整備し、消費者の期待に応える安全・安心な農産物の高付加価値化と多様な流通ルートによる販売戦略を展開します。

農業生産基盤の整備と農業集落排水施設等の生活環境基盤の着実な整備を図るとともに、多様な農家が連携した地域ぐるみ農業の展開や、豊かな資源を活用した周年型グリーンツーリズム※の推進により、魅力ある都市連携型農村社会の形成を目指します。

（２）林業の振興

森林の持つ国土保全・水源涵養・保健レクリエーションなどの公益的機能の維持・強化に配慮しながら、林道、作業道など生産基盤の整備を図り、間伐・保育作業、松くい虫防除など地域森林資源の保全と育成に取り組むとともに、生産体制の維持、優良材の生産・流通を促進します。

除間伐や下刈りなどの実施により、山林が本来有している生命を育む機能の回復を図り、マツタケをはじめとする特用林産物の収穫量の増加を目指すとともに、間伐材を活用した炭や木工品などの地場産品づくりを推進します。

森林の有効活用と地球環境問題※に対応するため、木質バイオマス※エネルギーなどの森林資源の活用を推進するとともに、自然とのふれあいを深める場づくりなど、市民の森林に対する意識の高揚を図ります。

（３）水産業の振興

漁協等の関係機関と連携した養殖事業や放流事業、外来魚駆除などによる魚族資源の確保に努めます。

（４）商業の振興

市民はもとより、観光客なども誘引できる魅力ある商店街を形成するため、商業施設、修景施設や誘客施設、駐車場整備、空き店舗対策、イベントの開催などにより、既成商店街の活性化を図ります。

商工業者の経営基盤の強化や経営の安定、新たな事業展開などを支援するため、商工会議所等関係機関と連携して制度融資を充実するなど、支援体制の充実強化に取り組みます。

また、TMO※への支援や連携を図るとともに、意欲ある地域商業の担い手育成を図ります。

（５）工業の振興

既存企業の活性化に向け、各種融資制度の活用促進と情報交換や異業種間交流等による各種企業の連携及び人材育成活動の支援を図ります。

企業誘致にあたっては、立地環境・基盤の整備を図り、企業の多様なニーズ※に対応し、それぞれの地域の特色ある工業団地への立地を促進し、雇用の場の創出をはじめ、地域経済への多面的な波及効果が期待できる企業を中心に誘致活動を推進します。

新たな活力の創造に向け、産・学・官の連携による新規産業の創出や既存事業者の新事業への展開を支援するとともに、新規創業の促進や起業家支援を推進します。

環境問題やエネルギー問題に対応するため、省エネルギー、省資源、環境保全に対する企業の理解や意識の高揚を図ります。また、環境管理や品質管理など、企業の競争力を高めるため、I S O※の認証取得を支援します。

（６）観光の振興

県内唯一の空港所在地として、さらには東北新幹線、東北自動車道や東北横断自動車道など恵まれた高速交通の拠点性を生かし、国内はもとより外国人観光客の誘致促進を図り、観光を軸とした交流人口の拡大に取り組みます。

早池峰国定公園、花巻温泉郷県立自然公園など四季の彩りを感じる美しい自然環境と共存した観光地づくりや、長い歴史と伝統を誇る郷土芸能や文化遺産の保存と活用を図る観光地づくりを推進します。

もてなしの心の向上や多様な観光ニーズ※に対応するため、各地域の観光拠点を結ぶ観光ルートの整備や観光施設のネットワーク※化を図るとともに、観光キャンペーンの実施、パンフレットの発行やインターネット※を活用した観光情報の提供に努めるなど、観光宣伝、周知活動を展開し、観光客の誘致促進を図ります。

特色あるイベントの開催、グリーンツーリズム※の推進や農林業体験活動等体験・交流プログラムの開発など、地域の特性を生かした観光資源の育成、開発に努め、観光客の増加策を講じます。

（７）雇用の安定

公共職業安定所など関係機関との連携を図り、広報紙やインターネット※等による求人情報

の提供を行うとともに、国・県の雇用促進事業や助成事業を積極的に活用するなど、就業機会の拡大に努めます。

生産年齢層を中心とした定住人口の確保を図るため、Ｕターン※・Ｉターン※・Ｊターン※希望者に対する相談窓口の設置や情報提供の充実など、若者の就業機会の創出に努めるとともに、若者の定住促進に配慮した居住環境や、安心して子どもを生み育てられる環境の整備を推進します。

中高生の地域産業への理解を深めるため、中・高等学校と連携した職場体験などによる就業意識の高揚や、花巻高等職業訓練校などの活用による人材育成を推進します。また、雇用者と就業者との意識のズレによる若者の地元離れが懸念されているため、地域産業における人材ニーズ※の把握と人材育成に努め、企業誘致による新たな雇用の場の確保など、地域における雇用機会の拡大を図ります。

障がい者の雇用を推進するとともに、シルバー人材センターなどの活用により、高齢者の雇用の場の拡大に努めます。

（８）地域産業の振興

各地域で育まれてきた地域産業は、地域資源の有効活用という面だけでなく、地域を構成する重要な要素でもあることから、その優れた伝統技術の保存・伝承に努めるとともに、各種物産展等の開催により、販路の拡大を図ります。

主な施策		
施 策 名	事 業 名	区 域 名
農業の振興	国営かんがい排水事業 猿ヶ石川地区	東和町
	農免農道整備事業（石花地区）	花巻市・石鳥谷町
	県営水田農業経営確立排水対策特別事業	東和町
	かんがい排水事業 宇南川地区ほか	花巻市
	ほ場整備事業 宮野目第３地区ほか	花巻市
	基盤整備促進事業 野田地区	大迫町
	ほ場整備事業 八重畑地区ほか	石鳥谷町
	ため池等整備事業 山口堤地区ほか	花巻市
	県営河川応急事業 大留堰地区	石鳥谷町
	ため池等整備事業 舘迫１号地区ほか	東和町
	農道整備事業 湯口地区ほか	花巻市
	農道整備事業 黒森地区ほか	大迫町
	農道整備事業 大北南野原地区ほか	石鳥谷町
	中山間地域総合整備事業 大沢地区	花巻市
	中山間地域総合整備事業 中居地区	大迫町
	中山間地域総合整備事業 町井地区	東和町
	農産物処理加工施設整備事業	大迫町
	堆肥供給基地整備事業	大迫町
	グリーン・ツーリズム関連施設整備事業	石鳥谷町
	農業経営基盤強化促進対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町

施 策 名	事 業 名	区 域 名
	経営構造対策推進事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	担い手育成支援事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	水田農業振興対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	畜産振興対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	高収益作物育成事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	グリーン・ツーリズム推進事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	農業用河川工作物応急対策事業	
	経営体育成基盤整備事業	
	基幹水利施設補修事業	
	農村災害対策整備事業	
	農村地域防災減災事業	
	地域水田農業支援排水対策特別事業	
林業の振興	ふるさと林道緊急整備事業 金矢・大沢線	花巻市
	林道四ノ宗山線開設事業	大迫町
	林道開設事業 谷内砂子地区	東和町
	こぶし・桜の花巻く公園整備事業	花巻市
	野鳥の森整備事業	花巻市
	森林整備事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	林業振興対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	森林整備地域活動支援交付金事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	森林病虫害等防除事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
商業の振興	市街地活性化対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	中心市街地活性化施設整備事業	大迫町
	(仮称) エーデルワイスコレクション展示館整備事業	大迫町
	御田屋町ポケットパーク整備事業	花巻市
	市場ネットワーク整備事業	花巻市
	上町共同化事業	東和町
工業の振興	(仮称) 花巻第三工業団地整備事業	花巻市
	工業・流通団地整備事業	
	賃貸工場整備事業	
観光の振興	観光振興対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	活性化イベント実施事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
	観光施設環境整備事業	
	道の駅関連施設等整備事業	
雇用の安定	雇用対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町
地域産業の振興	物産振興対策事業	花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町

5 計画の推進にあたって

新市においては、自立した行財政基盤を確立し、市民サービスの維持、向上に努めることが緊急かつ重要な課題となっていることから、これまで4市町がそれぞれ取り組んできた改革をさらに強力に推進し、簡素で効率的な行財政運営の推進に取り組みます。

また、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めるため、情報の提供や公開を積極的に推進します。

(1) 行財政改革の推進

各種施策や事業について、定量的な数値目標や指標を設定し、成果の評価を通じて、市民への説明責任を果たすとともに、行政サービスの費用対効果を検証し、市民の視点に立った効率的、効果的な行政運営を行います。

また、将来にわたって自立した行財政基盤を確立するため、既存の枠組みや従来の発想にとられない行財政改革を積極的に推進します。

(2) 持続可能な財政構造の確立

三位一体の改革などにより、地方財政を取り巻く状況は、より一層厳しさを増すと予想されることから、中長期を展望した財政計画を策定し、基金や市債等の適正な管理に努めます。

また、事務事業の実施にあたっては、緊急度・重要度・費用対効果を十分検討のうえ厳しく選択し、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、健全で持続可能な財政構造を確立します。

(3) 行政組織の構築と職員の資質向上

ますます複雑多様化する市民ニーズ*に的確に対応していくため、組織や職員定数の適正な管理を行い、簡素で効率的かつ弾力性に富んだ行政組織の確立を図ります。

また、職員の政策形成能力の向上のため、職員個々の能力を開発するとともに、自己啓発の奨励や職員研修をさらに充実します。

(4) 開かれた行政運営

行政への市民参画を進めるため、市広報等を通じた市政情報の提供や市民の行政需要の的確な把握など、広報・広聴活動のより一層の充実に取り組むとともに、情報公開の推進など市民に開かれた行政運営を進めます。

主な施策		
施 策 名	事 業 名	区 域 名
行財政改革の推進	行財政改革の積極的推進	
持続可能な財政構造の確立	(仮称) 地域振興基金の造成	
行政組織の構築と職員の 資質向上	総合支所整備事業	石鳥谷町・東和町
	職員研修の充実	
	新庁舎整備事業（調査）	
	庁舎設備機能改善事業	
開かれた行政運営	広報・広聴機能の充実	
	情報公開制度の運用	

第5章 新市における県事業の推進

1 岩手県の役割

新市は、早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園など、県を代表する豊かな自然環境を有するとともに、宮沢賢治、萬鉄五郎等の世界的にも著名な先人を輩出し、また国指定重要無形民俗文化財早池峰神楽などの郷土芸能や南部杜氏等の優れた伝統技術が数多く伝えられている、歴史と文化に彩られた地域です。

さらに、県内唯一の花巻空港があり、東北新幹線新花巻駅、東北自動車道や東北横断自動車道の4つのインターチェンジを有するなど、高速交通における恵まれた拠点性を生かし、人と文化や自然が交流し、また活力ある新たな産業の展開など、県央の拠点都市として一層の発展が期待される地域です。

岩手県は、地方分権時代において、ともに地方自治を担う新市と対等協力のパートナーとして十分に連携し、新市の速やかな一体化、地域の均衡ある発展に向けた取り組みを積極的に支援していくこととしています。

また、合併に伴う新たな行政需要に対して、岩手県合併市町村自立支援交付金により、新市に対する財政支援を行うこととしています。

2 新市における県の主要な事業

主な施策	
施策名	事業名
快適なまちづくり	一般国道 283 号道路整備事業 一般国道 396 号交差点改良事業 一般国道 456 号道路整備事業 主要地方道整備事業 ・盛岡和賀線 ・花巻北上線
安全・安心なまちづくり	県単急傾斜地崩壊対策事業 ・川原町地区 瀬川筋河川環境再生事業 一級河川改修事業 ・大堰川 ・平滝川 ・毒沢川 主要地方道交通安全施設整備事業 ・盛岡和賀線 一般県道交通安全施設整備事業 ・羽黒堂二枚橋線
農業の振興	農業用河川工作物応急対策事業 ・鎭地区 かんがい排水事業

	・宇南川地区 ・大曲地区 ため池等整備事業 ・山口堤地区 ・田沢地区 ・台堰地区 ・草井洞堤地区 ・館迫1号地区 ・高木地区 基幹水利施設補修事業 ・豊沢川南幹線地区 ・豊沢川大幹線・北幹線地区 中山間地域総合整備事業 ・大沢地区 ・町井地区 ・中居地区 河川応急事業 ・大留堰地区 農免農道整備事業 ・石花地区 経営体育成基盤整備事業 ・更木新田地区 ・宮野目第3地区 ・矢沢地区 ・神橋地区 ・天下田地区 ・八重畑地区 ・戸塚地区 ・大明神地区 ・三日堀地区 ・中寺林地区 ・小瀬川地区 ・外台地区 ・万丁目地区 ・大沢地区 ・柴沼地区 ・平良木地区 農村災害対策整備事業 ・湯本地区 ・東和南地区 農村地域防災減災事業 ・東和北地区 ・炭焼沢地区 水田営農経営確立排水対策特別事業 地域水田農業支援排水対策特別事業
林業の振興	ふるさと林道緊急整備事業 ・金矢・大沢線 林道四ノ宗山線開設事業

第6章 公共的施設の適正配置と整備の方針

公共的施設の整備については、効率的な整備と運営の観点から進めることとし、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、既存施設の有効利用、さらには財政状況を踏まえて、計画的に整備します。

第7章 財政計画

1 基本的な考え方

財政計画は、合併後の平成18年度から令和12年度までの25年間について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績や将来の経済情勢見通し、人口推計などを勘案しながら、一般会計ベースで作成したものです。

策定に当たっては、近年の決算状況や景気の動向、国県の制度改正による影響等を踏まえながら新市建設計画に盛り込まれた事業を着実に実施するため、限られた財源の有効活用と持続可能な財政運営を図るものとして推計しています。

項目ごとの主な内容は、次のとおりです。

2 歳入

(1) 地方税

令和6年度決算見込額をもとに、人口推計や近年の経済状況を踏まえ、推計しています。

(2) 地方譲与税・交付金

令和6年度決算見込額をもとに、人口推計や近年の経済状況を踏まえ、現行制度を基本に推計しています。

(3) 地方交付税

令和6年度の算定額をもとに、現行制度が継続されるものとして、市税及び歳出の見通しをベースに過去の推移を考慮して推計しています。

(4) 分担金・負担金

人口推計や過去の実績をもとに推計しています。

(5) 使用料・手数料

人口推計、近年の経済状況や過去の実績をもとに推計しています。

(6) 国庫支出金及び県支出金

現行制度が継続されるものとして、新市建設計画に基づく事業実施の見通しをベースに推計しています。

(7) 繰入金

新市建設計画に基づく事業の財源調整のため、財政調整基金やまちづくり基金等からの繰り入れを見込んでいます。

（８）地方債

新市建設計画に基づく事業の財源として、合併特例債をはじめとした交付税算入率の高い市債の発行を見込んでいます。臨時財政対策債は令和7年度当初予算をもとに、発行しないことを見込んでいます。

（９）その他

財産収入及び諸収入について、人口推計や近年の経済状況を踏まえて推計しています。

3 歳出

（１）人件費

現行の給与体系と職員数をベースに職員の退職・採用による新陳代謝を見込んで推計しています。

（２）扶助費

令和6年度は決算見込額とし、令和7年度は当初予算に、令和8年度から令和10年度までは、主要な経費を積み上げ、管理運営費を令和7年度当初予算をもとに令和5年度の執行率を乗じて推計しています。令和11年度以降は令和10年度の見込みをベースに令和5年度の執行率を乗じて推計しています。

（３）公債費

すでに償還が確定している元利償還金をベースに、直近の金利動向を踏まえた新規発行見込分の償還額を加えて推計しています。

（４）物件費

令和6年度は決算見込額とし、令和7年度は当初予算に、令和8年度から令和10年度までは、主要な経費を積み上げ、管理運営費を令和7年度当初予算をもとに選挙等の特殊事情による所要見込額を加味した額に令和5年度の執行率を乗じて推計しています。令和11年度以降は令和10年度の見込みをベースに令和5年度の執行率を乗じて推計しています。

（５）維持補修費

令和6年度は決算見込額とし、令和7年度は当初予算に、令和8年度から令和10年度までは、主要な経費を積み上げ、管理運営費を令和7年度当初予算をもとに令和5年度の執行率を乗じて推計しています。令和11年度以降は令和10年度の見込みをベースに令和5年度の執行率を乗じて推計しています。

（６）補助費等

令和6年度は決算見込額とし、令和7年度は当初予算に、令和8年度から令和10年度までは、主要な経費を積み上げ、管理運営費を令和7年度当初予算をもとに、一部事務組合への所要見込額等を見込んだ額に令和5年度の執行率を乗じて推計しています。令和11年度以降は令和10年度

の見込みをベースに令和５年度の執行率を乗じて推計しています。

（７）積立金

繰越金の２分の１を財政調整基金への積立金として見込んでいます。

（８）投資出資・貸付金

令和６年度は決算見込額とし、令和７年度は当初予算に、令和８年度から令和１０年度までは、主要な経費を積み上げ、管理運営費を令和７年度当初予算をもとに、令和５年度の執行率を乗じて推計しています。令和１１年度以降は令和１０年度の見込みをベースに令和５年度の執行率を乗じて推計しています。

（９）繰出金

令和６年度決算見込額、令和７年度は当初予算とし、令和８年度以降は人口推計等を考慮して推計しています。

（１０）普通建設事業費

令和６年度は決算見込額とし、令和７年度は当初予算に、令和８年度から令和１０年度までは策定時点で見込まれる建設事業費をもとに令和５年度の執行率を乗じて推計しています。令和１１年度以降は令和１０年度の見込みをベースに令和５年度の執行率を乗じて推計しています。

歳入 (単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	10,197	11,178	11,183	10,803	10,598	10,726	10,797	11,013	11,095
地方譲与税・交付金	3,466	2,522	2,417	2,302	2,281	2,192	2,076	2,061	2,135
地方交付税	15,025	14,467	14,950	15,211	16,574	17,054	16,822	16,643	18,007
分担金・負担金	614	612	610	602	584	613	621	644	610
使用料・手数料	893	893	821	792	770	788	815	822	797
国庫支出金	4,066	4,067	4,119	7,783	5,599	5,944	4,561	5,321	5,575
県支出金	2,451	2,485	2,704	2,998	2,902	3,689	3,614	3,221	3,416
繰入金	2,523	1,786	739	560	372	678	111	114	642
地方債	4,681	6,020	5,280	4,685	6,287	4,816	3,079	3,508	4,436
その他	2,727	3,573	2,961	2,364	2,578	3,599	3,450	3,386	3,729
合計	46,644	47,602	45,784	48,101	48,543	50,098	45,945	46,731	50,442

歳出 (単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	8,890	8,699	8,624	8,507	8,235	8,100	7,876	7,700	7,728
扶助費	4,986	5,224	5,375	5,775	7,143	7,254	7,461	7,524	7,963
公債費	7,448	7,515	7,954	7,396	7,465	6,374	6,428	6,106	5,886
物件費	5,054	5,238	4,899	5,120	5,293	6,472	6,240	5,659	5,778
維持補修費	512	474	467	817	848	964	1,142	1,053	1,131
補助費等	2,569	2,815	2,876	4,544	2,708	3,180	3,020	3,332	5,387
積立金	1,406	1,306	1,425	1,094	1,198	1,261	1,537	2,682	2,617
投資出資・貸付金	1,412	1,746	988	1,075	1,347	1,034	1,216	1,141	1,066
繰出金	4,876	5,007	5,076	5,138	5,320	5,244	4,922	5,215	5,340
普通建設事業費	8,038	8,606	7,280	7,472	6,871	8,190	3,964	4,228	5,465
合計	45,189	46,629	44,964	46,937	46,429	48,074	43,805	44,640	48,361

歳入歳出差引	1,455	973	820	1,164	2,114	2,024	2,140	2,091	2,081
--------	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

歳入 (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方税	10,985	11,252	11,284	11,321	11,380	11,395	11,188	11,576	11,800
地方譲与税・交付金	2,880	2,649	2,820	2,936	2,825	3,315	3,807	3,579	3,614
地方交付税	15,508	15,188	14,533	13,783	13,772	13,960	14,886	14,827	14,952
分担金・負担金	587	585	513	525	396	662	632	617	526
使用料・手数料	727	686	675	695	674	572	559	597	601
国庫支出金	5,596	5,865	6,343	6,393	6,081	17,648	11,482	9,372	9,110
県支出金	4,691	4,326	4,018	3,814	3,676	4,369	4,216	3,967	3,859
繰入金	1,106	1,353	1,493	1,444	1,649	1,427	528	1,607	2,506
地方債	5,395	6,059	5,639	5,857	6,173	5,107	4,504	3,355	2,930
その他	3,672	3,381	3,609	3,247	2,934	5,736	6,931	8,300	13,094
合計	51,146	51,344	50,926	50,015	49,561	64,192	58,733	57,795	62,991

歳出 (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	7,792	7,987	8,054	8,184	8,271	8,332	8,408	8,502	8,588
扶助費	8,139	8,236	8,396	8,128	8,426	8,892	10,936	9,180	10,533
公債費	5,926	5,751	5,623	5,452	5,282	5,283	5,449	5,528	5,699
物件費	6,268	5,846	5,994	6,315	6,742	7,920	9,307	9,461	10,076
維持補修費	1,084	1,045	1,376	928	825	1,429	1,400	1,356	1,122
補助費等	6,062	6,792	5,553	5,784	5,809	16,981	8,294	9,283	10,202
積立金	1,783	1,763	1,528	1,903	746	2,505	1,881	1,592	2,703
投資出資・貸付金	1,857	1,644	883	1,238	1,204	1,277	1,062	888	1,206
繰出金	5,456	4,110	4,115	3,553	3,589	3,468	3,569	3,790	4,510
普通建設事業費	4,901	6,190	7,443	7,187	7,249	6,518	5,672	5,284	6,210
合計	49,267	49,364	48,965	48,672	48,142	62,603	55,977	54,864	60,849

歳入歳出差引	1,879	1,980	1,961	1,343	1,419	1,589	2,756	2,931	2,142
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

歳入 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税	11,509	12,093	12,122	11,996	11,982	12,014	11,889
地方譲与税・交付金	4,113	3,853	3,843	3,833	3,823	3,813	3,803
地方交付税	14,950	14,710	15,000	15,010	14,990	14,890	14,960
分担金・負担金	515	507	507	507	507	507	507
使用料・手数料	657	631	628	625	622	619	616
国庫支出金	8,569	8,091	8,070	8,218	9,243	8,008	7,358
県支出金	4,092	4,055	4,063	4,136	4,107	4,024	4,024
繰入金	3,962	2,959	1,719	1,590	1,210	1,330	1,540
地方債	3,225	4,397	3,621	3,184	4,757	3,528	2,614
その他	11,736	8,098	7,629	7,275	7,269	7,260	7,262
合計	63,328	59,394	57,202	56,374	58,511	55,992	54,573

歳出 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	9,165	9,472	9,392	9,466	9,442	9,371	9,342
扶助費	10,120	10,096	10,143	10,177	10,225	10,225	10,225
公債費	5,682	5,603	5,573	5,526	5,506	5,676	5,605
物件費	10,719	9,962	10,251	9,869	9,893	9,821	9,879
維持補修費	1,414	1,114	1,133	1,132	1,142	1,142	1,142
補助費等	9,801	7,697	7,632	7,652	7,628	7,648	7,835
積立金	2,810	885	655	485	485	475	475
投資出資・貸付金	820	779	764	712	574	514	476
繰出金	4,422	4,154	3,776	3,774	3,771	3,764	3,765
普通建設事業費	6,052	7,774	6,376	6,074	8,344	5,855	4,325
合計	61,005	57,536	55,694	54,868	57,011	54,491	53,068

歳入歳出差引	2,323	1,858	1,508	1,506	1,500	1,501	1,505
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

■用語解説

	語 句	説 明
あ	I S O (アイ・エス・オー)	International Organization for Standardization の略。国際標準化機構。規格統一のための国際協力機関。
	I ターン (アイ・ターン)	もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住すること。
	アダプト・プログラム	地元住民を里親、公共施設などを養子になぞらえた里親制度のこと。地方自治体が、道路や公園などの清掃活動等を地元住民に任せる新たな管理運営の手法。
	インキュベート施設	ベンチャービジネスが軌道に乗るよう支援するための貸し事務所・工場等の施設。
	インターネット	コンピュータネットワークを相互につないださまざまな組織の世界規模のネットワーク。電子メールやホームページなどを利用して世界中の人々と情報交換を行うことができる。
	N P O (エヌ・ピー・オー)	Non-Profit Organization の略。特定非営利組織。自主的、自発的に、福祉、人権、環境などの問題について活動を展開する民間の非営利組織。
	園芸療法	心身に障がいをもつ人や高齢者が植物に接することによって身体的、精神的健康の回復または向上を促す療法。
か	学校運営協議会制度	「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校や地域の課題を共有し、熟慮と議論を重ね、地域でどのような子どもを育てていくか目標・ビジョンを共有し、子どもたちの教育環境の充実した特色のある学校づくりを推進する制度。
	環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。農業のもつ物質循環機能を生かし環境と調和した持続可能な農業生産のあり方として、1994年（平成 6）以来、行政による誘導施策がとられている。
	グリーンツーリズム	都市住民が、農村に滞在して、農業体験や農村との生活を通じて、伝統文化、自然等にふれるとともに、地域の人々と交流することを目的とした旅行形態。
	グループホーム	高齢者、障がい者などが自立し地域社会で生活するための共同住宅。
	グローバル	これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。
	ケアプラン	介護保険制度で要介護認定を受けた場合、本人の希望や必要性に応じて利用限度額・回数のなかでどのようなサービスを組み合わせて受けるかの計画。介護サービス計画。
	ケアマネジャー	介護支援専門員。介護保険制度で、要介護認定の訪問調査やケアプラン作りなどを行う専門職。
	コミュニティ	地域性と共同意識とによって成立する社会。
さ	スケールメリット	規模を大きくすることで得られる利益。
	J ターン (ジェイ・ターン)	地方出身の都市部の居住者が、出身地に近い中核都市に移住して定職に就くこと。
	資源循環型社会	資源採取から生産、消費、廃棄まで、物質を管理し循環させる社会システム。
	総合型地域スポーツクラブ	地域において、個人や家族、子どもから高齢者、障がい者までを含む、様々なスポーツを愛好する人々が参加できる、地域住民のスポーツ活動の拠点となる総合的なスポーツクラブのこと。
た	地球環境問題	人類の生存を脅かす地球規模の環境問題には、地球温暖化、森林の減少・劣化、土壌劣化・砂漠化、生物多様性の減少、オゾン層の破壊、酸性雨、大気汚染、海洋汚染などがある。
	地方分権	地方公共団体に、自立性を大幅に認めるしくみ。機関委任事務の廃止等を内容とする地方分権一括法が、平成 12 年 4 月に施行された。中央集権の反対語。
	チャーター便	定期便と異なり、旅行会社や航空会社が貸切で利用客のニーズに合わせて日時、方面を決め運行している臨時便のこと。
	T M O (ティー・エム・オー)	中心市街地活性化法に基づき、市町村の商業関係者が組織する機関。市町村の基本計画にのっとり、中小小売商業高度化事業構想を策定する。それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネジメント機関。
	電子自治体	情報通信技術（I T）を活用し、市民や事業者などに対し各種行政サービスを行う

		自治体のこと。
	鳥インフルエンザ	鶏など鳥類に感染するインフルエンザの総称。このうち急性で罹病(りびよう)率や致死率の高いものを高病原性鳥インフルエンザとよぶ。
な	ニーズ	必要、要求、需要。
	ネットワーク	ある単位と単位を網の目のようにつなぐこと。対等な立場で自立性を保ちながらゆるやかに結合しあうこと。
は	バイオマス	エネルギー源または化学・工業原料として利用される生物体。また、生物体をそのように利用すること。
	バリアフリー	段差の解消や手すりの設置など、高齢者や障がい者などが生活しやすいように障壁(バリア)をなくすこと。
	BSE(ビー・エス・イー)	牛海綿状脳症。狂牛病。ウシの感染性疾患のひとつで、脳に障がいをきたし、行動異常や運動失調などの後、死に至る。
	ファミリーサポートセンター	育児・介護について、援助を受けたい人(依頼人)と行いたい人(支援人)が会員となり、相互に助け合う制度。これにより仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざす。
ま	モータリゼーション	自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。
	モラル	道徳。倫理。人生・社会に対する精神的態度。
や	ユニバーサルデザイン	みんなが快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障がい者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。
	Uターン(ユー・ターン)	来た方向に引き返すこと。故郷に帰ること。
ら	ライフスタイル	生活様式。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方。

